○国土交通省令第八十四号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十五条第一項及び第七十五条の二第一項の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月三十日　　国土交通大臣　太田　昭宏

エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令

（エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令の一部改正）

第一条　エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令（平成十五年国土交通省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式を次のように改める。

第一号様式（第一条又は第二条関係）（Ａ４）

届出書

（第一面）

エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「法」という。）第75条第１項前段又は法第75条の２第１項前段の規定による届出をします。この届出書に記載の事項は、事実に相違ありません。

所管行政庁　　様

平成　　年　　月　　日

届出者氏名　　印

【届出の別】

□第一種特定建築物（法第75条第１項前段の規定による届出）

□第二種特定建築物（法第75条の２第１項前段の規定による届出）

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
平成　年　月　日		
第　　号		
係員印		

（第二面）

第一種特定建築主等又は第二種特定建築主の概要

【１．第一種特定建築主等又は第二種特定建築主】

【イ．氏名のフリガナ】

【ロ．氏名】

【ハ．郵便番号】

【ニ．住所】

【ホ．電話番号】

【２．代理者】

【イ．氏名】

【ロ．勤務先】

【ハ．郵便番号】

【ニ．所在地】

【ホ．電話番号】

【３．設計者】

【イ．氏名】

【ロ．勤務先】

【ハ．郵便番号】

【ニ．所在地】

【ホ．電話番号】

【４．建築物及びその敷地の概要】

【イ．所在地】

【ロ．名称】

【ハ．用途】

【ニ．構造】□鉄筋コンクリート造　□鉄骨鉄筋コンクリート造　□鉄骨造　□木造

□その他（　　）

【ホ．階数】地上　　階　　地下　　階

（　届出部分　）（届出以外の部分）（　　合計　　）

【ヘ．床面積の合計】（　　㎡）（　　㎡）（　　㎡）

【５．工事着手予定年月日】平成　　年　　月　　日

【６．工事完了予定年月日】平成　　年　　月　　日

【７．備考】

（第三面）

省エネルギー措置の概要

【１．工事種別】□新築　□増築　□改築

□直接外気に接する屋根、壁又は床の修繕又は模様替

□空気調和設備等の設置　□空気調和設備等の改修

【２．届出をする部分】□直接外気に接する屋根、壁又は床　□空気調和設備

□空気調和設備以外の機械換気設備　□照明設備

□給湯設備　□昇降機

【３．用途区分】

□住宅　□事務所等　□ホテル等　□病院等　□物品販売業を営む店舗等

□学校等　□飲食店等　□集会所等　□工場等

【４．該当する地域区分】（　　地域）

【５．建築物全体に係る事項】

⑴　外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置

１）一戸建ての住宅

□外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率

（外皮平均熱貫流率　　W／（㎡・K））

（冷房期の平均日射熱取得率　　）

□特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法及び計算結果

（　　）